

第1章 はじめに

1-1 景観計画の目的

安中市(以下「本市」という)は、西部に碓氷峠、南部に本市及び富岡市・下仁田町にまたがる妙義山、中央部には碓氷川及び九十九川が東西に流れる美しい自然景観を有しています。また、古くから畿内から陸奥の国へ至る東山道による信州と関東を結ぶ交通の要衝であり、江戸時代になると中山道が整備され、碓氷関所や宿場が設けられる街道のまちとして栄えるとともに、安中藩の城下町としても知られており、現在でも当時の趣が感じられる風情ある街並みが残るほか、目には見えない多くの歴史・文化が継承されています。

本市は、これらの自然・歴史・文化によって育まれた本市の特色ある景観を守り・育てていくことで地域の魅力を高めていくため、平成31年4月1日、景観行政を主体的に担う「景観行政団体」となりました。

景観行政団体として、自然・歴史・文化によって育まれた特色ある景観を守り、未来に向けた地域の魅力向上を目指します。また、本市としての景観形成の目標及び方針を示し、それを実現していくため「安中市景観計画」を定めます。



1-2 景観について

「景観」とは、自然や街並みなどを、人が視覚的に捉える景色や風景のことです。

本市の景観は、本市の自然・歴史・文化等と人々の生活・様々な活動によって形作られ、本市の特徴・個性として捉えられるものです。

景観を良くしていくことは、本市の魅力や価値を高め、地域の活性化につながると同時に、市民の潤いのある生活環境をつくっていくことにもつながります。それには、現在ある自然や歴史などを守るだけでなく、それらを活かしながら、さらに良いものを生み出していくことが重要です。

優れた景観を形成していくには長い期間と、市民・事業者・行政がそれぞれ協力しながら取組を進めていくことが必要です。

1-3 景観計画の位置付け

安中市景観計画は、景観行政団体である本市が景観法に基づいて定めることができる良好な景観形成に関する計画です。

景観計画では、本市の最上位計画である「第2次安中市総合計画」に即しつつ、安中市都市計画マスタープランをはじめとする関連計画と整合を図り、本市の景観特性や関連する群馬県全体の関連計画を踏まえた景観形成の方針・取組などを定めます。

